

那覇市ボランティア・市民活動センター 疑似体験物品等貸出要項

1. 目的

この要項は那覇市ボランティア・市民活動センターが所有する疑似体験物品等を、必要とするボランティア体験学習を行う団体や企業などに利用させることにより、福祉教育並びに地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

2. 貸出物品

貸出物品については以下のものとする。

- (1)車いす
- (2)白杖
- (3)点字器
- (4)高齢者疑似体験セット
- (5)手話テキスト

3. 貸出対象

物品を借用できるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1)那覇市社会福祉協議会の会員
- (2)市内各種学校
- (3)那覇市ボランティア・市民活動センターに登録している団体、企業等
- (4)その他、会長が必要と認める者

4. 貸出料金

物品の維持管理の為に、物品貸出料金は1回3,000円とする。

ただし、那覇市社会福祉協議会会員等についてはその限りではない。

5. 貸出期間

1週間以内

但し、会長が認めた場合は、その限りでない。

6. 借用申請

物品を借用しようとするものは、借用日の3日前までに事務局へ電話連絡して許可を得た後に、googleformより借用に係る責任者連絡先並びに借用個数等を記入すること。

また、使用を許可された者は、遵守事項を守らなければならない。

7. 遵守事項

物品借用に際しては、物品を良好な状態で保守管理するよう努めなければならない。また、借用物品に破損等が生じた場合は、相当額の金額もしくは現品でもって、それを補わなければならない。

付 則

この要項は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施工する。